

青森県社会福祉協議会障害者権利擁護センター運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第37条に基づき青森県から委託され、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）定款第2条第1項第32号に規定された青森県社会福祉協議会障害者権利擁護センター（以下「県社協障害者権利擁護センター」という。）の運営に必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 県社協は、青森県障害者権利擁護事業実施要綱（平成24年3月23日付け青障第1445号青森県健康福祉部長通知）に規定する障害者権利擁護センターの機能を果たすため、関係機関等との連携を強化し、障害者虐待に関する相談等に応じるとともに、障害者虐待への対応及び障害者虐待防止の取り組みを行うものとする。

(定義)

第3条 「障害者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。

2 「障害者虐待」とは、次に掲げる者による虐待をいう。

- (1) 養護者：障害者虐待防止法第2条第3項に定める障害者を現に養護する者
- (2) 障害者福祉施設従事者等：障害者虐待防止法第2条第4項に定める業務に従事する者
- (3) 使用者：障害者虐待防止法第2条第5項に定める障害者を雇用する事業主等

3 「青森県障害者権利擁護センター」とは、障害者虐待防止法第36条第1項に基づき、青森県が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすこととして定める障害者の福祉に関する事務を所掌する部局等をいう。

4 「市町村障害者虐待防止センター」とは、障害者虐待防止法第32条第1項に基づき、市町村が市長村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすこととして定める障害者の福祉に関する事務を所掌する部局等をいう。

(設置)

第4条 県社協は、県社協障害者権利擁護センターを県社協事務局内に設置する。

(開所)

第5条 県社協障害者権利擁護センターの開所は、次のとおりとする。

- (1) 開所日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までは除くものとする。
- (2) 開所時間は、9時から17時までとする。

(職員の配置)

第6条 県社協は、県社協障害者権利擁護センターの業務を処理するため、職員若干名を配置する。

(業務内容)

第7条 県社協障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 障害者虐待防止法第22条第1項の規定による通報又は同条第2項の規定による届出を受理すること。
- (2) 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相

談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。

(3) 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(4) 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。

(5) 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(6) その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

2 業務の実施に当たっては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害者支援室が作成する「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」を参考とするものとする。

(相談・通報・届出への対応)

第8条 県社協障害者権利擁護センターは、障害者虐待の相談・通報及び届出を受けた際には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 養護者による障害者虐待及び障害者福祉施設従事者等による障害者虐待については、「相談・通報・届出受付票」(様式第1号)により内容を記録し、すみやかに当該市町村障害者虐待防止センターに内容を通知する。

(2) 使用者による障害者虐待については、「労働相談票」(様式第2号)により内容を記録し、すみやかに当該市町村障害者虐待防止センターに内容を連絡するとともに、青森県障害者権利擁護センターを通じて青森県知事に内容を通知する。

(3) 相談・通報及び届出の内容については、「相談受付簿」(様式第3号)により相談件数及び相談処理状況等を記録する。

2 県社協障害者権利擁護センターは、障害者虐待の相談・通報及び届出に係る内容や相談者・通報者及び届出者の個人情報について、原則として支援のために関係機関等に個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、相談者等の了承を得て行うものとし、慎重に取り扱うものとする。

(秘密の保持及び職員の守秘義務)

第9条 県社協障害者権利擁護センターの職員は、相談者等のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

2 この要綱に定めるもののほか、県社協障害者権利擁護センターの情報の管理については、県社協文書取扱規程及び個人情報保護規程の定めるところによるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。